

幼児教育・保育の無償化

保育所・認定こども園（保育部分）等（2・3号認定）の無償化

◆ 3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月から小学校入学前までの3年間です。
- 0歳から2歳までの子供については、保護者と生計を一にする全ての子をきょうだいとしてカウントし、第2子以降の保育料を無料とします。※¹（令和6年4月より実施）
- ※¹ 世帯の収入を確認できない場合、取り扱いが異なる場合があります。
- 延長保育料、実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乗せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 3歳から5歳までの給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。
- 0歳から2歳までの子供については、保育料に主食費・副食費を含みます。

幼稚園・認定こども園（教育部分）（1号認定）の無償化

◆ 満3歳児から5歳児までの全ての子供の保育料が無料になっています。

- 無償化の期間は、満3歳になった時から小学校入学前までです。
- 実費徴収の費用（教材費等）や特定負担額（上乗せ徴収）などは、無償化の対象外であり、保護者の方のご負担になります。
- 給食費（主食費・副食費）も無償化の対象外です。吹田市又は各施設に直接お支払いください。ただし、年収360万円未満相当世帯の子供や第3子以降の子供は、副食費を免除します。

◆ 預かり保育利用料※²の無償化については、裏面をご確認ください。

- ※² 預かり保育とは、幼稚園・認定こども園が教育時間（4時間程度）の前後や長期休業期間中に教育・保育活動を行う事業を指し、その事業の利用料を預かり保育利用料と言います。

副食費の免除

◆ 1号認定・2号認定ともに副食費が免除となる場合があります。

【免除対象者】

- 父母の市民税所得割額の合計額※³が基準額未満である世帯の子供
1号認定…77,101円未満 ・ 2号認定…57,700円未満（ひとり親世帯等は77,101円未満）
- ※³ 祖父母等と同居している場合で、父母の収入のみで生計が成り立っていると認められない場合は、祖父母等の市民税額により判断します。
- 所得階層に関わらず多子軽減カウントを適用して第3子以降となる子供
- 生活保護受給世帯の子供
- 【対象期間（判定対象課税年度が年度の途中で切り替わります）】
- 令和9年4月～令和9年8月分の副食費…令和8年度の市民税額で判定
- 令和9年9月～令和10年3月分の副食費…令和9年度の市民税額で判定

【手続き】

- 原則不要。ただし、課税状況が分からない場合は免除対象外となりますので、税申告等の手続きが必要な場合があります。

【お知らせ】

- 免除の対象になる方には、後日吹田市からお知らせします。（同時期に各施設にも通知）

【留意事項】

- 市民税額の変更や世帯の変更等により、年度途中で免除対象外になる場合があります。

幼稚園・認定こども園（教育部分）の預かり保育の無償化

◆ **保育の必要性があると事前に吹田市から認定された場合に限り、預かり保育利用料の一部が実質的に無償になります。**

- 保育の必要性があると認定された3歳※4から5歳までの子供（新2号認定）と保育の必要性があると認定された市民税非課税世帯の満3歳の子供（新3号認定）が対象です。※4 満3歳になった後の4月から
- 無償となる額に上限があります。上限額は、新2号認定は月額12,300円（新3号認定は月額17,700円）と日額490円×その月の利用日数のうち、少ない方の額になります。
- 吹田市から確認を受けた「預かり保育事業」を利用した場合の利用料が無償化の対象です。

◆ 認定を受けた子供の預かり保育利用料をお支払いください。後日、納めた利用料に相当する給付金を吹田市から支給します（償還払い方式）

- 令和9年度の給付金（施設等利用費）の請求方法につきましては、施設等利用給付認定通知書等に同封してお知らせします。
- 給付金の支給は、年4回です。
- 時効（利用月の翌月1日から2年間）を過ぎたものは申請できなくなりますのでご注意ください。

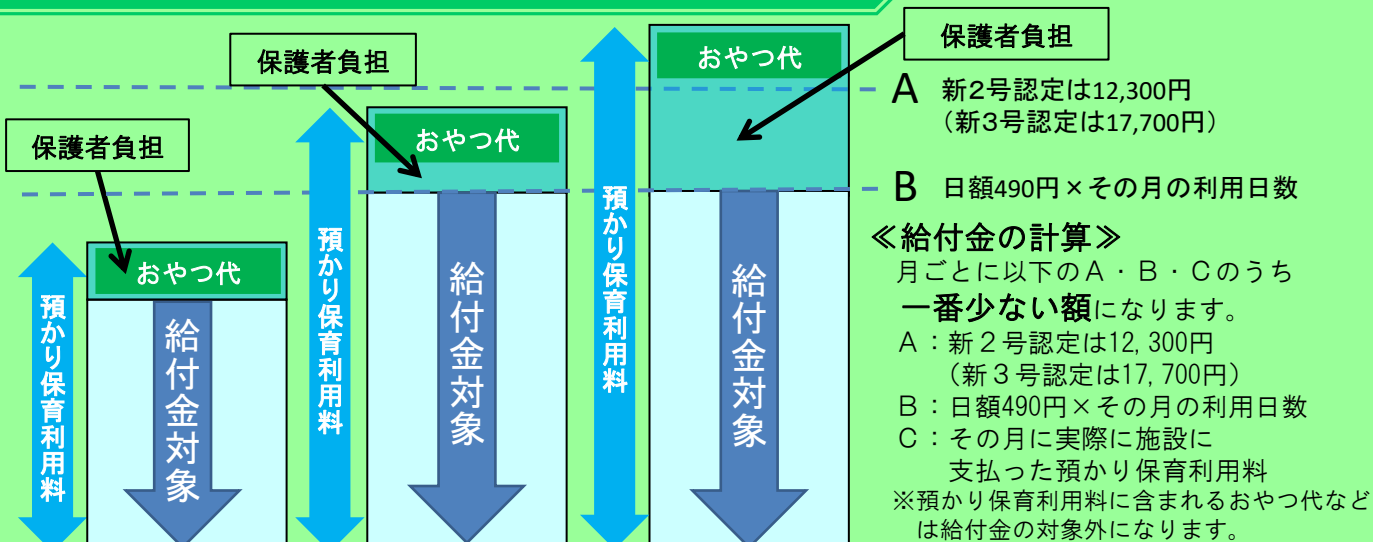
幼稚園・認定こども園（教育部分）利用時の認定と無償化内容

- ◆ 預かり保育利用料に対する給付金を受けるには、教育・保育給付認定（１号）とは別に施設等利用給付認定（新２号・新３号）の手続きが**事前に必要です。**
- ◆ 新２号・新３号認定では、保護者の方全員が「保育の必要性」の事由に該当することが必要です。
- ◆ 新２号・新３号認定は、**預かり保育の利用を保証する認定制度ではありません。**

年齢	要件	認定	無償化の内容
3歳～5歳	保育の必要性がある	1号認定＋ 新2号認定	保育料0円＋ 預かり保育利用料一部無償(月額最大12,300円)
満3歳	保育の必要性がある＋ 非課税世帯	1号認定＋ 新3号認定	保育料0円＋ 預かり保育利用料一部無償(月額最大17,700円)
満3歳～5歳	上記以外	1号認定	保育料0円

※保育の必要性があり、認定こども園（保育利用）の利用を希望される場合には、保育所等の利用申込が必要です。
認定こども園（保育利用）の利用が決定した場合には、1号認定から2号認定へ切替えます。

預かり保育利用料に対する給付金の計算



《お問い合わせ先》 平日9:00～17:30(土・日・祝日は休み)

吹田市 児童部 保育幼稚園室(吹田市役所 低層棟2階 217番窓口)

【認定に関すること】入園グループ TEL:06-6384-1592

【保育料・預かり保育の無償化に関すること】入園グループ(保育料担当)・経理グループTEL:06-6155-5486